

インシュアテックと保険法

—— 保険会社による特定個人に関するリスク情報の大量収集が告知義務規整等に与える影響 ——

吉澤卓哉

1. インシュアテックの進展
2. 告知義務
 - (1) 逆転した情報の非対称性下における告知
 - (2) 逆転した情報の非対称性下における告知の問題点
3. 危険増加
 - (1) 逆転した情報の非対称性下における危険増加通知
 - (2) 逆転した情報の非対称性下における危険増加通知の問題点
4. 危険の減少
 - (1) 逆転した情報の非対称性下における保険料減額請求
 - (2) 逆転した情報の非対称性下における保険料減額請求の問題点
5. 結論

1. インシュアテックの進展

欧米各国では、保険業においてインシュアテック (InsurTech) が非常に勢いで進展している。日本は出遅れているが⁽¹⁾、日本でも同様に、インシュアテックが保険業のあり方を次々と変えていくであろう⁽²⁾。

インシュアテックとは、新しい情報通信技術を活用した保険業の革新であると言えようが、保険業の様々な側面で革新が生じつつある。そして、

(1) 2017年5月～6月時点における日本の保険会社によるインシュアテックの取り組み状況については井上(2018)を参照。

(2) インシュアテック全般の状況について内田(2018)、竹下(2018)、損害保険事業総合研究所(2019)参照。インシュアテック全般の法的論点について、吉田(2017)、肥塚(2018)、同(2019)、増島(2018)参照。

情報通信技術を活用した革新は、現時点で取り組まれている側面に限定されるものではなく、今後も新しい側面に拡大していくであろう。将来の展開は予測が困難であるが、現時点で取り組まれているインシュアテックは、たとえば、次のように9種類に分類されている⁽³⁾。

第1は、比較サイト（Comparison Portals）である。たとえば、ドイツでは、チェック24比較ポータルサイト社（Check24 Vergleichsportal GmbH. 1999年創業）が運営する比較サイト「チェック24」（Check24⁽⁴⁾）が、圧倒的な支持を得ている。これは多様な商品を取り扱う比較サイトであり、保険専門の比較サイトではない。一方、他国では、保険専門の比較サイトが成功していることもある。

第2は、デジタル・ブローカー（Digital Brokers）である。デジタル・ブローカーとは、ウェブサイトやモバイル経由で保険仲介を行う者のことである。

第3は、保険のクロスセル（Insurance Cross Sells）である。保険のクロスセルとは、具体的には、保険以外の本業商品の販売に付随して、保険商品を重ね売りすることである。

海外においては、たとえば、ユアピープル社（YourPeople, Inc. 米国。2012年創業）は、ゼネフィッツ（Zenefits）という名称で企業向けに人事管理ソフトを提供するのが本業である。それに併せて、同社の関連会社であるインシュアユアピープル社（InsurYourPeople LLC）が、ゼネフィッツ保険サービス（Zenefits Insurance Services）の名称で、保険ブローカーとして、当該企業に団体健康保険を販売している⁽⁵⁾。

日本においても、既に、たとえば、AWPチケットガード少額短期保険（東京都。2011年登録）は、「チケットびあ」という名称でプレイガイド

(3) Ref., Braun and Schreiber (2017) p. 48, Table 6.

(4) Ref., <https://www.check24.de>, last visited on April 10, 2019.

(5) Ref., <https://www.zenefits.com>, last visited on April 10, 2019. なお、ユアピープル社は、違法な保険販売を行っていたとして、2017年10月にSECの処分を受けている。<https://www.sec.gov/litigation/admin/2017/33-10429-s.pdf>, last visited on April 10, 2019.

業を営む「ぴあ株式会社」や「ピーチ」という名称で航空運送業を営む「Peach Aviation 株式会社」と提携して、ウェブサイトにおいてイベント・チケットや航空券のキャンセル保険を重ね売りしている⁽⁶⁾。

また、インシュアテック企業であるシンプルシュランス社 (Simpleurance. Inc. ドイツ。2012年創業) は、このような本業商品と保険の重ね売りのプラットフォームを提供する企業であるが、同社は日本では東京海上ホールディングスと業務提携した (2018年10月)⁽⁸⁾。

さらに、損害保険ジャパン日本興亜もプラットフォームとの協業を重視しており、LINE 株式会社の子会社である LINE Financial 株式会社と業務提携を行い (2018年4月)、宿泊施設を貸与する者向けのウェブサイト運営するエアビーアンドビー社 (Airbnb, Inc.) と包括連携協定を締結し (2017年12月)、個人間売買の仲介等を行う株式会社メルカリとも包括連携協定を締結している (2018年2月)⁽⁹⁾。

第4は、P2P 保険 (Peer-to-Peer Insurance) である。P2P 保険とは、保険者の役割を果たす者がいない相互救済制度 (あるいは、そうした相互救済制度を組み込んだ保険) であって、新しい情報通信技術を活用しているもののことである。

欧米では急拡大しつつあるが、日本では保険業法や保険法の適否に関する問題もあり⁽¹⁰⁾、未だ本格的に実施されていないようである (ただし、BrainCat 社 (東京都。2016年創業) が提供する Gojo という仕組みは、詳細不明であるが、P2P 保険かもしれない)⁽¹¹⁾。

第5は、オンデマンド保険 (On-Demand Insurance) である。そして、

(6) Ref., <https://www.ticketguard.jp>, last visited on April 10, 2019.

(7) Ref., <https://www.simplesurance.com/ja>, last visited on April 10, 2019.

(8) Ref., https://www.tokiomarinehd.com/release_topics/release/dhgn2a000000h6hl-att/181002_j.pdf, last visited on April 10, 2019).

(9) 西澤 (2019) 参照。

(10) 吉澤 (2019a) 参照。なお、後述の justInCase 社も、保険業法の問題があるため P2P 保険を広く展開できないようである。Ref., <https://jp.techcrunch.com/2018/02/07/justin-case-fundraising>, last visited on April 10, 2019.

(11) Ref., <https://lp.gojo.life>, last visited on April 10, 2019.

オンデマンド保険の代表例が、保険期間自由選択型保険である。日本では、損害保険商品の保険期間は一般に1年間であるが、保険期間自由選択型保険では、任意の保険期間を、1日単位、あるいは、1時間単位で保険契約者が自由に設定することができる。

日本においても、従前より、海外旅行傷害保険、国内航空傷害保険、レクレーション保険といった保険期間自由選択型保険が存在した。

近時は、さらに同様の保険カバーが多数、提供されるようになってきている。海外では、トロブ社 (Trov Insurance Solutions, LLC. 米国。2012年創業) が著名である。同社は、数万点に及ぶ動産 (自動車を含む) について動産保険を提供する仕組みのプラットフォーマーである。保険引受は、ニューヨーク州では National Specialty Insurance Company が、同州以外の州では KnightBrook Insurance Company が行っているようである。⁽¹²⁾

日本では、既に2012年に東京海上日動火災保険が「1日自動車保険」⁽¹³⁾を発売していた。近時では、たとえば、① Warrantee 社 (大阪市。2013年創業) は、保証書管理アプリを提供する企業であるが、2017年より、1日単位の動産保険に同社経由で加入することができるようになった (なお、保険引受は、東京海上日動火災保険、三井住友海上保険、あいおいニッセイ同和損保が行っている)⁽¹⁴⁾。② 三井住友海上保険は、2018年に「24時間単位型総合生活補償保険」 (「1DAY レジャー保険」)⁽¹⁵⁾を発売した。④ 三井住友海上保険は SEKAI HOTEL 社 (大阪市。2014年創業) と提携して、宿泊者の宿泊期間のみを保険期間とする「民泊・旅館事業者向け個人賠償責任保険」⁽¹⁶⁾を発売すると2018年に発表している。⑤ justInCase 社 (東京

(12) Ref., <https://get.trov.help/hc/ja>, last visited on April 10, 2019.

(13) 2011年10月に先行販売している。Ref., https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/release/pdf/140821_01.pdf, last visited on April 11, 2019.

(14) Ref., <https://corp.warrantee.jp/2017/11/ニュース8> タイトル; <https://corp.warrantee.jp/2017/11/ニュース9> タイトル, last visited on April 10, 2019.

(15) Ref., https://www.ms-ins.com/news/fy2017/pdf/0214_1.pdf, last visited on April 10, 2019.

(16) Ref., https://www.ms-ins.com/news/fy2018/pdf/0528_2.pdf, last visited on April 10, 2019.

都。2018年に少額短期保険業登録)は、1日単位の動産保険を提供している。⁽¹⁷⁾⑥損害保険ジャパン日本興亜は、上述のトロブ社および家電量販店であるビックカメラ社と提携して、デジタル家電を対象とする1日単位の動産保険を2019年4月に発売した。⁽¹⁸⁾

今後は、保険期間自由選択方式の保険商品が充実してだけでなく(保険期間を時間単位で設定できる保険商品が増えていくであろう)、個々の保険契約者による(新しい)保険カバーの提案に応じて個別に保険商品を作り出すようなプラットフォームが提供されるようになるであろう。

第6は、デジタル保険者(Digital Insurers)である。デジタル保険者とは、保険業の全て、すなわち保険募集、保険引受、契約管理、損害サービス等をシステム化した保険会社のことである。

第7は、ビッグデータ分析および保険ソフトウェア(Big Data Analysis & Insurance Software)である。そもそも保険業はリスクを評価し、リスクを集積する事業であるから、大量のリスク情報を入手できればできるほど、正確な保険料算出が可能となる。

第8は、IoT(Internet of Things)である。具体的には、ウェアラブル端末、テレマティクス、スマート・ホーム、ドローンといったものであり、これらによって、保険会社は、より正確かつ大量のリスク情報を入手することが可能となる。

第9は、ブロックチェーンおよびスマート・コントラクトである(Blockchain & Smart Contracts)。ブロックチェーンとは分散型台帳技術あるいは分散型ネットワークのことであり、スマート・コントラクトとは契約の自動執行システムのことである。

たとえば、海外では、航空機遅延保険(flight delay insurance)の保険金支払に関して自動執行システムが導入されている。すなわち、世界の旅客機の運航情報を保険会社が逐次入手しており、もし被保険者が搭乗予定

(17) Ref., <https://justincase.jp>, last visited on April 10, 2019.

(18) Ref., https://www.sjnk.co.jp/~media/SJNK/files/news/2018/20190329_2.pdf, last visited on April 10, 2019.

の便について保険事故要件に該当する航空機遅延が発生した場合には、被保険者からの保険金請求を待たずに、定額保険金支払の自動執行が現実に行われている。たとえば、チャブ保険会社（Chubb European Group. 英国）は、スイス再保険およびフライトスタッツ社（FlightStats, Inc. 米国。2001年創業⁽¹⁹⁾）と提携のうえ、フライトトラッカー・ソフトウェアであるApp in the Air⁽²⁰⁾の英国ユーザー向けに2017年より実施している。また、アクサ保険会社（AXA. フランス）も *fizzy*⁽²¹⁾ という保険商品名で同年より実施している⁽²²⁾。また、*fizzy*⁽²³⁾ という保険商品名で同年より実施している。

日本においても、東京海上日動火災保険とNTTデータは、外航貨物保険の保険金請求へのブロックチェーン技術適用に向けた実証実験を2018年に完了している⁽²⁴⁾。また、あいおいニッセイ同和損保とシーエーシー社とソラミツ社は、ブロックチェーン技術を利用したスマート・コントラクト保険（保険契約の申込み、引受審査、再保険取引、事故通知、保険金審査・支払機能の大部分の自動化）についての実証実験を2018年に実施している⁽²⁵⁾。

以上のとおり、多様な側面でインシュアテックは進展しようとしている。法的論点はそれぞれの側面において存在する。筆者は、既に、P2P保険（上記第4の分類）の保険法および保険業法に関する論点の整理を行っている⁽²⁶⁾。本稿では、特定された個人に関するリスク情報の大量収集（上記第

(19) Ref., <https://www.flightstats.com/v2>, last visited on April 10, 2019.

(20) Ref., <https://www.appintheair.mobi/#about>, last visited on April 10, 2019.

(21) Ref., <http://news.chubb.com/2017-09-08-Chubb-and-App-in-the-Air-launch-fully-a-utomated-and-real-time-Flight-Delay-Insurance-in-partnership-with-Swiss-Re-and-FlightStats>, last visited on April 10, 2019.

(22) Ref., <https://fizzy.axa/en-gb>, last visited on April 10, 2019.

(23) Ref., <https://group.axa.com/en/newsroom/news/axa-goes-blockchain-with-fizzy>, last visited on April 10, 2019.

(24) Ref., https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/release/pdf/181101_01.pdf, last visited on April 10, 2019.

(25) Ref., https://www.aioinissaydowa.co.jp/corporate/about/news/pdf/2018/news_201811500535.pdf, last visited on April 10, 2019.

(26) 吉澤 (2019a)、同 (2019b) 参照。

8の分類)に焦点を絞って、インシュアテックの進展が保険法の規律に与える影響を検討することにする。

2. 告知義務

(1) 逆転した情報の非対称性下における告知

告知義務制度は、リスク情報が保険契約者側に偏在していること（経済学では、情報の非対称性（informational asymmetry）と呼ばれている）を前提とする法制度である。すなわち、保険契約者側にリスク情報が偏在し、保険会社が当該リスク情報に基づいて保険引受（underwriting）を行う場合には、保険契約者側に当該リスク情報を開示してもらう必要がある。リスク情報が保険契約者側に偏在しているにもかかわらず、保険会社がリスク情報の開示を求めずに保険引受を行うと、リスクの高い保険契約者による逆選択（adverse selection）が行われ、やがて保険制度が崩壊してしまう恐れがあるからである。

そのため、保険契約者が保険会社にリスク情報を開示すること（告知）を義務づけることになるが（告知義務⁽²⁷⁾）、保険契約者は告知自体をしないかもしれないし、虚偽の告知をするかもしれない。そこで、そうした不告知や虚偽告知に対する制裁を用意することによって、真実の告知がなされることを保険会社は確保しようとする。ただし、消費者向けの保険契約に関しては、片面的強行規定として（保険法7条、33条、41条、65条、70条、94条）、保険法が告知義務の内容（保険法4条、37条、66条）や告知義務違反に対する制裁（保険法28条、31条、55条、59条、84条、88条）を規定しているので、当該規整に従う必要がある。

ところで、インシュアテックが進展すると、リスク情報が保険契約者側

(27) たとえば、山下友信（2018）403頁では、「生命保険・損害保険とも新契約の締結の場合に告知を要することは当然である。」と述べられている。けれども、それは、従前のようにリスク情報が保険契約者側に偏在することを前提とする考え方であることがNaylor（2017）p.272で指摘されている。

に偏在するのではなく、逆に、保険会社側に偏在する状況が多々、生じることになる（前述1の第8の分類参照）。いわば、「逆転した情報の非対称性⁽²⁸⁾」が生じることになる。たとえば、損害保険会社は、車載情報機器を搭載したコネクテッドカーである被保険自動車から刻々と送信される運行情報を蓄積していき、当該データを用いて、翌年度の自動車保険の保険料に反映させることになるであろう。またたとえば、生命保険会社や損害保険会社は、被保険者に装着されたウェアラブル端末から刻々と送信される身体情報を蓄積していき、当該データを用いて、翌年度の医療保険等の保険料に反映させることになるであろう。

けれども、保険会社に送信されてくるデータは真実の姿を反映していないかもしれない。たとえば、保険契約者等が送信データを削除したり改竄したりする可能性がある。またたとえば、保険契約者等がデータ送信を、一時的に（たとえば、自動車保険に関しては、飲酒運転中や無謀運転中。医療保険等に関しては、暴飲暴食中やその直後）、意図的に停止する可能性がある。このような場合に、送信されたデータを基に保険料算出を行うと、保険会社としては不当に低い保険料で保険引受を行うことになってしまう。そのため、送信データの真実性確保のため、少なくとも保険契約者等による意図的なデータ削除・改竄やデータ送信停止等に対する制裁を用意する必要がある。

ところが、上述のとおり、現行保険法の告知義務制度は、保険契約者側にリスク情報が偏在している状況を前提としており、かつ、消費者向け保険に関しては当該規整が片面的強行規定とされている。そのため、法改正をしない限り、保険会社側にリスク情報が偏在する場合にも、保険会社としては、現行保険法に従って、告知を求めたり、告知義務違反に対する制裁を科したりせざるを得ないかと思われる。

そうであるとする、被保険自動車やウェアラブル端末等から送信され

(28) 「逆転した情報の非対称性」という言葉は、一般的な経済用語ではなく、筆者がそのように呼んでいるだけである。

て保険会社が保有しているリスク情報のうち、保険会社が保険引受時の「危険」（保険法4条、37条、66条）測定に用いるものについては、保険契約締結時に、改めて保険契約者から保険会社に告知してもらう必要があるかもしれない（「告知事項」（保険法4条、37条、66条）でないと、告知義務違反の制裁を課すことができないため）。つまり、保険会社は、保険契約締結時に、当該データを一旦、保険契約者に開示し、保険契約者が当該データ内容を確認のうえ、当該データを改めて保険契約者から保険会社に提供する、または、当該データを「告知事項」とすることに同意する手続が必要となろう。

(2) 逆転した情報の非対称性下における告知の問題点

逆転した情報の非対称性下においては、上述のようにして告知を行うとしても、以下のような論点が考えられる。

第1に、そもそも、保険法の下において、保険会社が保有しているリスク情報のうち、保険会社が保険引受時の「危険」測定に用いるものについて、保険契約締結時に改めて保険契約者から保険会社に告知してもらう方式が認められるか否かの問題がある。なぜなら、上述のとおり、保険法は、リスク情報が保険契約者側に偏在している状況を前提としており、リスク情報が保険会社側に偏在している状況を前提としていないからである。管見としては、保険法の前提状況と異なるものの、告知義務規整および告知義務違反規整は片面的強行規定であるので、現行法に従って告知を求め、告知義務違反に対して制裁を科すには、上述のような方法を探らざるを得ないと思われる。けれども、立法論としては、「逆転した情報の非対称性」が認められるリスク情報に関しては、保険法の当該規整について何らかの改正が必要かもしれない。

第2に、仮に第1の問題が解決されるとしても、保険会社から渡されたデータを保険契約者が、一体どのように確認するのかが問題となる。保険契約者は保険会社等のウェブサイト経由で自身のデータにアクセスできるようにしておくことも一法であるが、データ量は膨大であるから、保険会

社から提供されたデータを逐一確認することは現実的ではない。また、そもそもパソコン環境にない保険契約者が、いかに自身のデータを確認するのかという問題もある（保険募集人が持参する携帯型パソコン等に表示して、保険契約者に確認してもらうのかもしれない）。こうした問題は、行政の監督の下、実務的に解決することになる。

第3に、告知義務違反の制裁を課すには、保険契約者等が故意または重過失で、告知事項について不告知または虚偽告知をしたことが要件となる。ここで、上述のような場合、すなわち、保険会社が膨大なりスク・データを収集したうえで、保険契約締結時に当該データを保険契約者に開示のうえ、保険契約者が当該データを改めて保険会社に提供したり、当該データ内容を「告知事項」とすることに同意したりする場合に、告知義務違反となる保険契約者等の故意・重過失とはどういう場合を指すのかが問題となる。そこで考えるに、保険契約者等が意図的に提供データを改竄したり、データ提供を中断・停止したりした場合には故意が認められよう。また、データ提供の中断や停止について保険契約者等に重過失があった場合にも、重過失が認められよう。けれども、データ量が膨大であるから、保険会社が保険契約者に開示したリスク情報について、何らかの事情で不正確な情報が混入していたり、一部の情報が欠けていたりしたが、保険契約者がそのことに気づかず、保険会社が開示したとおりに保険契約者が告知した場合には、保険契約者等の故意・重過失を認定するのは困難であろう。

第4に、保険契約者等の故意または重過失による告知義務違反が認められた場合には、保険会社に契約解除権が発生する（保険法28条1項、55条1項、84条1項）。けれども、告知義務違反をしたリスク情報の内容次第では、契約を解除せずに、保険会社に、解除権の代わりに、既経過期間についての保険料差額請求権および未経過期間についての保険料変更権を認めてもよいかもしれない。⁽²⁹⁾ すなわち、このような保険料差額請求権およ

(29) なお、この論点は、本稿が問題としている「逆転した情報の非対称性」が存在する場合に限定されない。

び保険料変更権を保険約款で規定したとしても、保険法の片面的強行規定には反しないと考えられる⁽³⁰⁾。

なぜなら、契約解除権行使と比較すると、一つには、保険契約者としては、当該保険契約を維持できる利点があるからである。もし、当該保険契約が解除されると、新たに保険契約に加入しようとしても、同様の保険契約に同様の契約条件では加入できない惧れがある。

二つには、当該保険契約者について、告知義務違反による解除歴が残らないことになるからである。もし、保険会社が契約解除権を行使すると、告知義務違反による解除歴が残ることになり、新たに保険契約に加入しようとしても加入できない惧れがある。

三つには、保険料が高くなるため当該保険契約の継続を望まない場合には、保険契約者は任意解除権を行使すればよいからである（保険法 27 条、54 条、83 条）。任意解除権の行使によって、保険会社が告知義務違反による解除権を行使した場合と同様に、将来の保険料支払義務を免れることができる。なお、任意解除権を行使したとしても、既経過期間の差額保険料の支払義務は残ることになる。けれども、既経過期間については保険カバーを得ていたのであり、また、そもそも保険契約者等の故意または重過失によって、不当に、本来の保険料よりも安価な保険料を支払っていただけであるので、保険会社が差額の精算を求めることに合理性があると考えられるからである⁽³¹⁾。

(30) 告知義務違反に対する制裁として、解除権を認めない代わりに、保険料差額請求権および保険料変更権を保険会社に認める場合には、併せて、保険事故発生時におけるプロ・ラタ主義に基づく保険給付を保険約款で規定することになろう。なお、故意・重過失による告知義務違反に対する制裁としてプロ・ラタ主義による保険給付を行うことを保険約款で規定した場合に、当該約款条項が片面的強行規定に反しないことについて木下（2009）49-50 頁参照。

(31) 告知義務違反時に、解除権を行使しない代わりに、既経過期間の差額保険料を保険会社が請求することを保険会社は要望している。山下友信他（2018）29 頁〔遠山優治発言〕参照。

3. 危険増加

(1) 逆転した情報の非対称性下における危険増加通知

危険増加に関する保険法の規整も、告知義務に関する規整と同様に、リスク情報が保険契約者側に偏在していることを前提としている。そのため、告知事項のうち通知義務が保険約款で予め定められた事項について、危険が増加して保険料が不足する状態になった場合には、保険契約者は保険会社に通知をしなければならない。そして、この通知義務に違反すると制裁が用意されており（保険法 29 条、56 条、85 条）、しかも、この規律は消費者向け保険契約に関しては片面的強行規定である（保険法 33 条、65 条、94 条）。

ところが、インシュアテックが進展すると、上述のとおり、リスク情報が保険契約者側に偏在するのではなく、逆に、保険会社側に偏在する状況が多々、生じることになる。そのような状況下において、保険契約者が危険増加の通知義務をいかに果たすべきかが問われることになる。

(2) 逆転した情報の非対称性下における危険増加通知の問題点

逆転した情報の非対称性下においては、危険増加の通知に関して、以下のような論点が考えられる。

第 1 に、保険契約者に通知義務が課されている場合、保険契約者からのリスク情報の逐次の自動送信をもって、危険増加の通知義務（保険法 29 条 1 項 1 号、56 条 1 項 1 号、85 条 1 項 1 号）を果たしたことになるかどうかが問題となる。一般に、危険増加の通知は、保険会社が用意した書式に保険契約者が記入のうえ提出することで行われているからである⁽³²⁾。

具体的には、コネクテッドカーから送信された前保険期間中の運行データを基に保険会社が自動車保険契約の引受を行い、かつ、当該データにつ

(32) たとえば、損害保険料率算出機構「自動車保険標準約款」(2017年5月)の自動車保険普通保険約款第6章基本条項第5条参照。

いて保険契約者に確認してもらったうえで告知を受けた場合を想定する（前述 2 (1) 参照）。そして、その後の保険期間中に、被保険自動車から逐次送信されるデータによると、保険引受の前提となった危険が高くなり、追加保険料の支払が必要となった場合に、保険契約者として改めて危険増加の通知を行う必要があるのか、それとも、運行データの自動送信によって通知義務を果たしたことになるのかが一応問題となる。この論点に関しては、保険契約者から保険会社へのリスク情報の自動送信をもって通知義務の履行とみなす旨の約款条項を置くなどして、保険約款で適切に対応すれば済むように思われる。

第 2 に、仮に上述のとおり、保険会社へのリスク情報の自動送信によって通知義務を果たしたことになるとした場合、もし、何らかの方法で保険契約者がリスク情報の自動送信を停止したり中断したりした場合には、故意または重過失による通知義務違反（保険法 29 条 1 項 2 号、56 条 1 項 2 号、85 条 1 項 2 号）に該当すると捉えてよいか否かが問題となる。もちろん、事情次第ではあるが、保険会社へのリスク情報の自動送信をもって通知義務を果たしたとみなす以上、保険契約者がそれを妨げる行為をした場合には、基本的には、故意または重過失が認められよう。

第 3 に、コネクテッドカーである被保険自動車を買替えたが、新しい自動車がコネクテッドカーではなかった場合には、運行情報の自動送信はなされない。この場合、車両買い替えが故意・重過失による通知義務違反に該当するか否かが一応は問題となる。また、こうした場合に通知義務違反を問うことは妥当ではないとすると、保険会社としては、危険増加の可能性に対してどのように対処すべきかが問題となる。

たとえば、前保険期間中の運転情報によると運転操作が良好であったことから、現保険契約の引受において優良運転者として保険料を割り引いたものの、保険契約者が保険期間の途中でコネクテッドカーでない自動車に買い替えるとともに、自動車保険契約について車両入替手続を行った。ところで、新規取得自動車はスポーツカーであったためか、保険契約者の運転操作が荒っぽいものとなったものの、コネクテッドカーではないので運

転操作情報が保険会社に送信されず、保険会社としては危険が増加したことに気づかない。また、保険契約者としても、運転が荒くなったことについて自覚がないとすれば、保険会社への通知を期待することはできないし、仮に自覚があるとしても、定量的に危険の増加を計測することはできないので、通知すべき内容が定まらない。

このような場合には危険増加の通知義務違反を問えないと考えられる。そうであるとする、保険会社としては、自動車保険契約の車両入替手続時に、新規取得自動車コネクテッドカーでない場合には、残保険期間について、当該車種の平均的な保険料率と車両入替までの期間に適用した保険料率との差に基づいて、差額保険料を請求する他ないであろう。

4. 危険の減少

(1) 逆転した情報の非対称性下における保険料減額請求

危険の減少に関する保険法の規整も、告知義務に関する規整と同様に、リスク情報が保険契約者側に偏在していることを前提としている。そのため、危険が著しく減少した場合には、保険契約者は保険会社に対して、将来に向かっての保険料減額を請求することができる（保険法 11 条、48 条、77 条）。換言すると、危険減少に伴って保険料を減額してもらうには、保険契約者自身が、保険会社に対して保険料減額の請求を行わなければならない。なお、この規律は消費者向け保険契約に関しては片面的強行規定である（保険法 12 条、49 条、78 条）。

ところが、インシュアテックが進展すると、上述のとおり、リスク情報が保険契約者側に偏在するのではなく、逆に、保険会社側に偏在する状況が多々、生じることになる。したがって、こうした状況下において、保険契約者が危険の減少に伴う保険料減額請求を適時かつ適切に行えるかが問われることになる。

(2) 逆転した情報の非対称性下における保険料減額請求の問題点

逆転した情報の非対称性下においては、危険の減少に関する規整がうまく適用されるか否かが問題となる。

すなわち、第1に、保険会社側にリスク情報が偏在する場合には、保険契約者としては危険が減少したことを了知することができないので、保険料減額を請求することが事実上できない。こうした不利益を解消するためには、少なくとも、保険会社が入手したリスク情報を保険契約者に開示する必要がある。

第2に、仮に保険会社が入手したリスク情報を保険会社が保険契約者に開示したとしても、情報量が膨大に過ぎるため、また、前保険期間におけるリスク情報と比較する必要があるため、事実上、「著しい危険の減少」に該当するか否かを保険契約者が判断することはできないであろう。そうであるとすると、保険会社としては、入手したリスク情報を保険契約者に開示しつつも、少なくとも長期契約（保険期間が1年間を超える保険契約）に関しては、「著しい危険の減少」に該当するか否かを保険会社が自ら定期的に調査のうえ、該当する場合には保険料減額請求を保険契約者に案内すべきであろう。けれども、こうした保険会社の減額請求勧奨はサービスに過ぎず、少なくとも現行法においては、契約法上の義務ではないと考えられる。もし、このような保険料減額請求の勧奨について保険会社に契約上の義務を課すのであれば、解釈論では対応できず、立法で対応する他ないと思われる（あるいは、契約法である保険法は改正せずに、監督法で対応することになる）。

5. 結論

以上のとおり、現行の告知義務規整、危険増加規整、危険減少規整は、いずれも、リスク情報が保険契約者側に偏在する状況（情報の非対称性）を前提としている。しかるに、インシュアテックの進展によって、むしろ、保険会社側にリスク情報が偏在する状況（逆転した情報の非対称性）が十

分に生じ得ることになる。そのため、特定個人に関するリスク情報を保険会社が大量収集する事態を想定すると、現行の保険法や現行の保険約款は必ずしも適合的ではないことが明らかになった。インシュアテックの進展に対応するような法解釈（場合によっては、立法）が求められていると言えよう。⁽³³⁾ また、保険会社においても、インシュアテックの進展に応じた保険約款の整備が必要となろう。

なお、附言すると、以上の検討においては、保険会社側にリスク情報が偏在し、当該リスク情報を用いて保険会社が保険契約を締結する事例を想定した。けれども、現在販売されている保険商品には、それとは異なり、保険契約者と保険会社が共にリスク情報を持ち、かつ、当該リスク情報を現契約の保険料（将来の保険契約の保険料ではない）に反映させるものがある。⁽³⁴⁾

たとえば、あいおいニッセイ同和損保がトヨタ自動車のコネクテッドカーを対象として、2018年4月保険責任開始分より「タフ・つながるクルマの保険」の保険引受を始めたが、当該保険商品の保険料のうちの「運転分保険料」がこれに当たる（なお、同保険商品の保険料は、基本保険料と「運転分保険料」から成る⁽³⁵⁾）。この「運転分保険料」は、保険期間（1年間）中の1か月単位の保険料算定対象期間における走行距離と運転特性を基に算出され、当該保険料算定対象期間末日の翌月に支払うべき保険料の一部となる。

(33) 山下友信他（2018）29頁「山下友信発言」は、「保険法では想定外のいろいろ事象（ママ）が起きているということのようですが、問題が新しいものであれば、保険法の制定時の議論にこだわり過ぎるのではなく、柔軟に対応していく必要があるのかなと思います。」と述べる。

(34) 一方、損保ジャパン日本興亜が提供している「ポータブルスマイリングロード」というスマートフォンアプリによる運転診断結果を用いて、その後に同社と自動車保険契約を新規に締結する場合には保険料割引を得ることができるが、これは将来の保険料にリスク情報を反映させるものである。詳細は次のウェブサイトを参照。https://www.sjnk.jp/kinsurance/smilingroad/pc, last visited on April 10, 2019.

(35) Ref., https://www.aioinissaydowa.co.jp/personal/product/tough/tsunagaru, last visited on April 10, 2019.

このタイプの保険商品では、リスク状況の実態を計測のうえ、事後的に計測期間の保険料を算定して保険料支払義務を課すものであるため、告知義務、危険増加、危険減少といった保険法の規整は適用されないと考えられる⁽³⁶⁾。このような保険料算定方式は、従前より保険業界で行われてきた遡及的保険料調整（retrospective rating）の一種であると考えられる。従来行われてきた仕組みと比較すると、保険料算出対象期間が1か月単位と短いという特徴があるが、保険料事後調整の基本的な仕組みは変わらない。

一方、住友生命保険が2018年7月に発売した「Vitality」という名称の健康増進型保険は、上述の「タフ・つながるクルマの保険」と似た保険料算定を行っているが、法的には少し異なると考えられる。「Vitality」という保険商品は、長期契約であり、保険期間中における被保険者の健康増進活動に応じて、保険期間中の翌々保険年度（または、翌保険年度）の保険料を変動させる仕組みを採用している⁽³⁷⁾。つまり、この保険商品の保険料算定は、ある期間におけるリスク実態に応じて、当該期間の保険料を決定する方式（遡及的保険料調整。たとえば、「タフ・つながるクルマの保険」）ではない。そうではなく、保険期間中の一定期間におけるリスク実態に応じて、当該期間よりも将来の、同一保険期間中の一定期間における保険料決定の基礎とする方式である⁽³⁸⁾。

この保険料算定方式は、保険契約締結時に健康増進活動に関する告知を求めているようであるので、保険法上の告知義務や危険増加の問題ではない（危険増加に関する規整は、告知対象事項に限定されるため）。仮に、保険契約締結時に健康増進活動に関する告知を求めていたとしても、当該告知内容ではなくて、保険期間開始後における一定期間の健康増進活動の内容を基礎として、同一保険期間中のその後の一定期間について保険料が

(36) 山下友信他（2018）28頁〔山下信一郎発言〕は、告知義務や危険減少の問題ではないとしながら、危険増加の通知に該当するかのような発言をしており、疑問である。

(37) Ref., <http://vitality.sumitomolife.co.jp/about>, last visited on April 10, 2019.

(38) 明治安田生命保険が2019年4月2日から発売した「健康サポート・キャッシュバック特約」も同様である。同特約については、2019年2月26日付け同社ニュースリリースを参照。

算定されるものであるので、告知義務違反の対象とならない。また、保険期間中の一定期間のリスク情報を、同一保険期間中の後の一定期間の保険料に反映させる方式であって、告知事項（すなわち、保険期間開始前のリスク情報）を反映させるものではないので、危険増加の規律対象ともならない⁽³⁹⁾。

けれども、リスクが低下する局面に関しては、保険法上の危険減少の一種であると考えることができる（危険減少に関する規整は、告知事項に限定されない）。すなわち、危険の減少に基づく保険料減額請求権は危険が「著しく減少」した場合に限定されるが、この保険商品では、危険が「著しい減少」に該当するか否かを問わず、一定の条件に該当すれば保険料の減額を行う仕組みであると言える。したがって、保険法における危険減少に関する規整を、保険契約者有利に変更したものとも考えられる⁽⁴⁰⁾。

参考文献

- 井上俊剛（2018）「Fintech 革命が保険監督、保険業界に与える影響」保険学雑誌 640 号
- 内田真穂（2018）「保険事業におけるブロックチェーン技術の活用～発展の方向

(39) 保険法における告知義務規整および危険増加規整は、共に、保険契約締結時の告知を前提に制度設計されている。しかしながら、インシュアテックの進展（保険会社によるリスク情報の逐次入手）によって、保険期間中の一定期間のリスク情報を、同一保険期間中の後の一定期間の保険料に反映させる方式の保険商品が既に開発されたことに鑑みると（たとえば、住友生命保険の「Vitality」）、そのような保険商品にも、保険法における告知義務規整や危険増加規整と同様の規整を設ける必要があるかもしれない。現行の保険法を類推適用することも考えられないではないが、規律の必要性が認められるのであれば、立法で対応すべきであろう。具体的には、保険法における「告知事項」（保険法 4 条、37 条、66 条）を保険契約締結時の告知に限定せずに、保険期間のうちの一部期間の「危険」算定のために、当該保険期間中に求める告知にも拡大することを検討することになる。

(40) なお、保険料の減少が翌保険年度ではなく、翌々保険年度から適用される場合には、保険料減額効果の発生時期が保険法の規律よりも遅くなるため、その点に関しては、保険法の規整を保険契約者に不利に変更したことになる。けれども、この保険料決定の仕組みが追加的なものであって、保険法が規定する、危険が著しく減少した場合における保険契約者の保険料減額請求権を全く否定するものではないとすると、保険法が規定する保険料減額請求制度に、新たな保険料減額制度を保険約款で追加したことになるので、保険法の規整を保険契約者不利に変更したものではないと言えよう。

- 性と課題～」損保ジャパン日本興亜総研レポート72号
- 木下孝治 (2009) 「告知義務」竹瀨修他編『保険法改正の論点』法律文化社
- 肥塚肇雄 (2018) 「新しい技術と保険法の課題」ジュリスト1522号
- 肥塚肇雄 (2019) 「データ駆動型社会におけるリスクの変容と保険契約の課題」
生命保険論集206号
- 損害保険事業総合研究所 (2019) 『諸外国におけるインシュアテックの動向』損
害保険事業総合研究所
- 竹下智 (2018) 「ミュンヘン再保険のインシュアテック戦略 —— ビッグデータ
の「窓」としての保険会社 —— 」野村資本市場クォーターリー2018年秋号
- 西澤敬二 (2019) 「保険は「スマート社会」のエコシステムに溶け込んでいく
プラットフォームと協業し、新しい顧客価値を提供する」金融財政事情
2019年4月29日号
- 増島雅和 (2018) 「インシュアテックの潮流と変革されるべき規制・実務慣行」
金融財政事情2018年6月18日号
- 山下友信 (2018) 『保険法(上)』有斐閣
- 山下友信他 (2018) 「座談会 保険法の論点と課題」ジュリスト1522号
- 吉澤卓哉 (2019a) 「P2P 保険の「保険」該当性」保険学雑誌644号
- 吉澤卓哉 (2019b) 「P2P 保険が業界に与える影響について —— 契約者主導のオ
ンライン相互救済制度の行方 —— 」保険毎日新聞2019年4月25日号、同
月26日号
- 吉田和央 (2017) 「InsurTech (インシュアテック) の本質と法的諸問題につい
ての試論 —— 保険版 FinTech の可能性 —— 」金融法務事情2061号
- Braun, Alexander and Florian Schreiber (2017) *The Current InsurTech
Landscape: Business Models and Disruptive Potential*, University of St.
Gallen, https://www.ivw.unisg.ch/~media/internet/content/dateien/instituteundcenters/ivw/studien/ab-insurtech_2017.pdf, last visited on April 10,
2019
- Naylor, Michael (2017) *Insurance Transformed, Technological Disruption*, pal-
grave macmillan